

# 建設業許可に関するよくある質問と回答

## (三重県知事許可業者向け)

三重県知事許可業者からよく寄せられる建設業許可に関する問い合わせとそれに対する回答を令和8年4月現在においてまとめたものです。

本内容については、実際の審査の実情や制度改正等により今後変更される場合もありますのでご了承ください。

建設業許可申請の手引きと併せて、申請の参考としていただきますようお願いいたします。

また、建設業許可の最新の情報については、県ホームページ「建設業のための広場」で確認ください。

なお、制度改正直後においては、内容の更新に時間を要することから、最新の内容について確認が必要な場合は直接県建設業課(tel : 059-224-2660)にお問い合わせください。

令和8年4月

三重県県土整備部建設業課

## 【目次】

〔◇建設業許可、許可申請について〕 .....	5
Q 1 どのような場合に建設業の許可が必要となりますか？ .....	5
Q 2 建築一式工事の許可を取得すれば、建設系工事ならどんな工事も請け負えるのですか。 .....	5
Q 3 建設業許可を受けるにあたり、どのような要件が必要となりますか？ .....	5
Q 4 建設業許可には有効期間がありますか？ .....	6
Q 5 申請してから建設業許可を受けるまでの期間はどれくらいですか？ .....	6
Q 6 三重県知事許可にかかる許可申請書や事業年度終了届出書はどこに提出すればよいのですか？ .....	6
Q 7 許可の申請に必要な書類はどこで入手できますか。 .....	6
Q 8 許可申請にあたり必要な書類を教えてください。また書類は何部用意すればよいのですか？ 7	
Q 9 郵送で申請することはできますか？ .....	7
Q 1 0 許可申請に添付する書類（法務局発行の登記されていないことの証明書）はすべて原本の必要がありますか？ .....	7
Q 1 1 建設業の許可証（許可通知書）を紛失してしまった場合どうすればよいですか？ .....	8
Q 1 2 過去に許可を取っていたことの証明を出してもらえますか。 .....	8
Q 1 3 商号や代表者が変わったら、新しい許可通知書を出してもらえますか。 .....	8
Q 1 4 建設業の営業所とは何ですか？ .....	8
Q 1 5 常時建設工事の請負契約を締結する事務所とはどのようなものですか？ .....	8
Q 1 6 令3条の使用人とはどんな人ですか？ .....	8
Q 1 7 「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者（常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者）」と「営業所技術者等」は兼ねることが出来ますか？ .....	9
Q 1 8 現在、とび・土工工事業の許可を受けており、その更新申請をする際に、とび・土工工事業に関する10年の経營業務の管理責任者の経験をもって土木工事業と建築工事業を業種追加する場合に、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）における「建設業法施行規則第7条第1号イ」の該当区分はどのような記載になりますか？ .....	9
Q 1 9 役員等の一覧表（別紙一）様式に記載する役員に監査役は含まれますか？ .....	9
Q 2 0 新規で許可申請を行う場合に、工事経歴書（様式第二号）の配置技術者欄「主任技術者又は監理技術者の別」はどのように記載すればよいのでしょうか？ .....	9
Q 2 1 一人の専任技術者で複数の業種を担当することは可能ですか？ .....	9
Q 2 2 営業所技術者等は10年間の実務経験でもよいのですか？ .....	9
Q 2 3 特定建設業の許可の営業所技術者等に必要な「指導監督的実務経験」とは何ですか？ .....	10
Q 2 4 資格がなければ従事できない工事に無資格で従事していた経験は、実務経験として認められますか？ .....	10
Q 2 5 解体工事業において、必要となる業種の建設業許可または解体工事業登録を受けていない事	

	業者で従事した工事の経験は、実務経験として認められますか？ .....	10
Q 2 6	過去 10 年間、大工工事をしながら屋根工事にも携わっていた場合、10 年間の実務経験で大工工事と屋根工事 2 業種の営業所技術者等となれますか？ .....	10
Q 2 7	使用人数（様式第 4 号）で受けている許可業種と直接関係のない有資格者がいる場合にその記載はどうすればいいのでしょうか？ .....	10
Q 2 8	特定建設業を受けるための財産要件はどのようなものですか？ .....	11
Q 2 9	特定建設業の許可を申請するに当たり、直前決算で自己資本の額が 4,000 万円未満のときは、増資により基準を満たすことはできますか？ .....	11
Q 3 0	建設業許可を受けている間に特定建設業の財産要件を満たさなくなった場合はどうなりますか？ .....	11
Q 3 1	個人事業から法人成りしたのですが、どのような手続が必要となりますか？ .....	11
Q 3 2	個人事業主の老齢に伴い、その子が建設業を引き継ぐ形で事業を承継したいのですが、どのような手続が必要となりますか？ .....	12
Q 3 3	法人設立直後で決算を迎えておらず、工事实績がありません。「工事経歴書」や「直前 3 年の各事業年度における工事施工金額」、財務諸表はどのように記載すればよいのでしょうか？ .....	12
Q 3 4	法人の登記している所在地や個人事業主の住所と主たる営業所の所在地が異なる場合は、所在地は何を記入したらよいのでしょうか？ .....	12
Q 3 5	技術検定試験に合格しましたが、合格証明書を受領した後でないとその資格の専任技術者として許可申請はできませんか？ .....	12
Q 3 6	有効期限が切れている監理技術者資格者証や登録基幹技能者講習修了証でも資格や実務経験について認められますか？ .....	13
Q 3 7	健康保険等の加入状況（様式第 7 号の 3）について、保険の加入義務があるのかないのかわからない場合はどうすればよいのでしょうか？ .....	13
Q 3 8	建設業に係る国民健康保険組合とは何でしょうか？ .....	13
Q 3 9	健康保険等の加入状況について、加入義務のある従業員が全て保険等に加入していなければ、未加入となるのですか？また、未加入の場合は許可がされないのですか？ .....	13
Q 4 0	新設された解体工事業の許可で施工できるのはどのような工事ですか？ .....	14
Q 4 1	健康保険被保険者証に代わる常勤性（申請（変更届出）時点）の確認書類は何か。 .....	14
	<b>[許可の更新・業種追加等について]</b> .....	<b>15</b>
Q 4 2	建設業許可の更新申請はいつからできますか？ .....	15
Q 4 3	建設業許可の更新にあたり、法務局発行の登記されていないことの証明書や市区町村発行の身分証明書は、役員全員分が必要となりますか？ .....	15
Q 4 4	建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？ .....	15
Q 4 5	業種追加の申請をしたいのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？ .....	15

Q 4 6	一般建設業の新規許可を受けて最初の更新を申請するのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？	15
Q 4 7	更新に合わせて業種追加も1つの申請書にまとめて申請したいのですが、どうすればよいのでしょうか？	16
Q 4 8	業種追加をした後、業種によって許可日が異なってしまいました。有効期限（許可日）を一本化することはできますか？	16
〔変更の届出について〕		16
Q 4 9	商号、所在地、資本金を変更したときには、どのような届出が必要となりますか？	16
Q 5 0	新たに役員に就任した者がいますが、何を提出すればよいのでしょうか？	16
Q 5 1	役員や営業所技術者等の住所が変更になりましたが、変更届出書は必要ですか？	17
Q 5 2	廃業届はどのような場合に提出しなければならないものですか？	17
Q 5 3	許可を受けている業種のうち営業所技術者等を欠いたことにより一部の業種を廃業したときは、どのような届出が必要となりますか？	17
Q 5 4	「Q 1 4の建設業の営業所」を新設したときは、どのような手続が必要ですか？	17
Q 5 5	現在、1つの資格で複数の業種の営業所技術者等となっていますが、担当する業種を減らす届出をする場合、資格の写しの添付は必要ですか？	17
〔事業年度終了届について〕		18
Q 5 6	事業年度終了に伴う決算変更届出書とはどのようなものですか？	18
Q 5 7	株式会社（特例有限会社をのぞく）が事業年度終了届に添付する事業報告書の様式はどのようなものなのでしょうか？	18
Q 5 8	社会保険・雇用保険の加入状況は、変更があれば毎事業年度終了後4か月以内に提出することですが、加入状況に変更がなくても従業員数に変更があれば提出しなければならないのですか？	18
〔その他〕		19
Q 5 9	許可業者になると、財務諸表など申請書が公表されるのでしょうか？	19
Q 6 0	建設業の許可申請書はどこで閲覧できますか？	19
Q 6 1	電子閲覧が可能になったとのことですが、どのように閲覧できますか？	19
Q 6 2	建設業者に行政処分がないか知りたいのですが、	19

## 〔◇建設業許可、許可申請について〕

Q 1 どのような場合に建設業の許可が必要となりますか？

A 1 建設業の許可が必要となるのは次の場合です。これ以外は軽微な建設工事として、建設業許可なく請け負うことができます。

- 建築一式工事で木造住宅の場合は、延べ面積 150 平方メートル以上の場合
  - 建築一式工事で木造住宅以外の場合は、工事 1 件の請負契約が 1500 万円以上の場合
  - 1 件の請負契約が 500 万円以上の建設工事を施工する場合(建築一式工事以外)
- いずれの場合も消費税及び地方消費税を含めた額で判断します。

なお、軽微な建設工事に該当するか否かを判断するに当たっては、同一の建設業を営む者が工事の完成を 2 以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額となります。

また、軽微な建設工事であっても、次の工事を施工する場合は、行政庁へ登録する必要がありますのでご注意ください。

- 浄化槽の設置工事を行う場合…浄化槽工事業者登録  
<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/70056030385.htm>  
登録先(三重県内の事業者:主たる営業所を管轄する各建設事務所  
三重県外の事業者:三重県県土整備部建設業課)
- 解体工事を行う場合……………解体工事業者登録  
<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/70061030386.htm>  
登録先(三重県内の事業者:主たる営業所を管轄する各建設事務所  
三重県外の事業者:三重県県土整備部建設業課)
- 電気工事を行う場合……………電気工事業者登録

Q 2 建築一式工事の許可を取得すれば、建設系工事ならどんな工事も請け負えるのですか。

A 2 建築工事業の許可を持っていても、各専門工事の許可を持っていない場合は、500 万円以上の専門工事を単独で請け負うことは出来ません。(土木一式工事も同様)

建築一式工事は、「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事」であり、個別の専門工事を行うには、それに対応した業種の許可が必要です。

例「A邸外構工事」は「とび・土工工事」に該当、建築工事業の許可のみでは請け負えません。

Q 3 建設業許可を受けるにあたり、どのような要件が必要となりますか？

A 3 建設業許可を受けるために必要となる要件は次のとおりです。

①建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものであること。

\* 「経營業務の管理を適正に行うに足る能力」とは、次の 2 つの要件を満たすものです。

1. 適切な経営能力を有すること：常勤役員等が営業取引上対外的に責任を有する地位にあり、建設業の経營業務について総合的に管理した経験を 5 年以上又は 6 年以上有する「経營業務の管理責任者」であること、若しくは、建設業に関し 2 年以上の役員等として経営経験を有し、かつ 5 年以上役員等又は役員に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者、5 年以上役員としての経験を有し、かつ建設業に関し 2 年以上役員等としての経験を有する者である常勤役員等とこれを直接補佐する者（補佐する者は財務管理、労務管理、業務運営の経験を有する者である必要があります）を置くことで「経営管理の体制」をとることをいいます。
2. 適切な社会保険等に加入していること：適用事業所として加入義務がある健康保険、厚

- 生年金保険及び雇用保険に関し、加入していることをいいます。
- ②許可を受けようとする業種について、専任の技術者がいること。  
\*「専任技術者」とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者です。
- ③請負契約に関して誠実性があること。
- ④請負契約を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用があること。  
\*一般建設業の許可を受ける場合には、次のいずれかに該当しなければいけません。  
ア 自己資本額が500万円以上であること。  
イ 500万円以上の資金を調達する能力を有すること。  
ウ 許可申請の直前5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。  
※特定建設業の許可を受けるための財産要件は別にあります。
- ⑤建設業法第8条に規定する欠格要件に該当していないこと。  
※詳しくは建設業許可申請の手引（P15～P40）をご覧ください。

**Q 4 建設業許可には有効期間がありますか？**

- A 4 建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の前日までです。有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となりますので、ご注意ください。
- なお、許可の更新申請は、期間満了日の3か月前から受付けており、建設業法施行規則第5条により、期間満了日の**30日前**までに許可申請書を提出しなければならないと定められています。
- 更新を忘れて許可が切れた場合、改めて許可を受ける際は別途新規申請が必要となりますのでご注意ください。

**Q 5 申請してから建設業許可を受けるまでの期間はどれくらいですか？**

- A 5 三重県知事許可の場合、その期間は概ね**45日間程度**とお考えください。
- ただし、書類の不備等により、補正対応が必要な場合については、別途補正に要する期間がかかります。

**Q 6 三重県知事許可にかかる許可申請書や事業年度終了届出書はどこに提出すればよいのですか？**

- A 6 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所に提出していただきます。
- ※主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所については建設業許可申請の手引（P80）をご覧ください。

**Q 7 許可の申請に必要な書類はどこで入手できますか。**

- A 7 三重県のHPの中の「建設業のための広場」から、作成様式がダウンロードできます。  
トップページ > まちづくり > 公共事業 > 建設業 > 建設業許可・経営事項審査の申請届出様式（令和〇年〇月改正）

[https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/87688000001\\_00003.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/87688000001_00003.htm)

作成様式以外の証明書類については、「登記されていないことの証明書」は法務局で、「身分（元）証明書」は本籍地のある市区町村役場で、「県税（事業税）の納税証明書」は県税事務所で、「預金残高証明書又は融資証明書」は各取引金融機関で、「商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書」は各法務局で取得する必要があります。

**Q 8 許可申請にあたり必要な書類を教えてください。また書類は何部用意すればよいのですか？**

A 8 許可申請にあたり必要な書類としては、建設業許可申請書として法定書類として定められたもの、及びその確認書類となります。これらの書類は多岐にわたるため、建設業許可申請の手引（P 4 1～及びP 5 0～）をご覧ください。

なお、法定書類については、

- ・ 閲覧対象（建設業許可申請の手引 P 43）の書類は正本 1 部、副本 2 部の計 3 部、
- ・ 非閲覧対象（建設業許可申請の手引 P 44～45）の書類は正本 1 部、副本 1 部の計 2 部
- ・ 確認書類については 1 部

作成のうえ、ご提出頂くことになります。

**Q 9 郵送で申請することはできますか？**

A 9 申請書類の提出は、窓口での手渡しにより行います。

ただし、郵送を希望される場合は、以下の注意事項を守っていただければ可能です。

**【郵送による場合の注意事項】**

**ア 送付方法**

- ・ 信書便（レターパック（赤）や書留郵便など、確実に受け取り確認ができる方法により送付してください。）

※許可申請に係る送付の場合、レターパック（青）や普通郵便は不可です。

※郵便事故に関し、県は責任を負いかねますので、ご了承ください。（一般書留を使用すると、郵便事故等の万一の場合に 10 万円（上限 500 万円）以内の実損額が賠償されません。）

- ・ 信書便の表面に送付物等を朱書してください。

「法人・個人名、許可番号、送付した書類名」在中

（例）「三重県組株式会社、第○号、建設業許可更新申請書」在中

- ・ 必ず日中に連絡がとれる電話番号（携帯電話可）を同封又は信書便の表面に記入して下さい。イ 送付にあたっての留意事項

※申請書類の日付については、発送日を記載してください。なお、郵送での申請に当たっては、発送前に申請窓口までご連絡ください。

- ・ 郵送料は申請者の負担となります。
- ・ 書類不備等で連絡する場合がありますので、確認用として書類一式を複写して、お手元に保管ください。
- ・ 申請書の正副、確認資料、返送先を明記した返信用のレターパック（赤）を同封して下さい。（受付終了後、受付印を押印した副本を返信します。）
- ・ 様式の相違や必要な箇所の記述不備等場合により、受付不能で返却することもありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 郵送受付の場合、通常よりも許可通知書の発送までの期間が長くなる場合がありますので、ご了承ください。

**Q 1 0 許可申請に添付する書類（法務局発行の登記されていないことの証明書）はすべて原本の必要がありますか？**

A 1 0 登記されていないことの証明書など添付して頂く書類について、原本を正本に添付して頂ければ、副本には写しの添付で構いません。

Q 1 1 建設業の許可証（許可通知書）を紛失してしまった場合どうすればよいですか？

A 1 1 建設業の許可証（許可通知書）は再発行しておりません。  
建設業の許可を受けていることや許可の業種を証明するものとして、許可を受けている方からの申請により許可証明書を発行しております。  
（三重県知事許可業者の方に限ります。）許可証明書を窓口にご持参ください。  
【手数料】 証明書1通につき400円（三重県証紙による納付）  
【窓口】 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所  
許可証明書の様式は以下のリンク先よりダウンロードが可能です。

<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/2007120041.htm>

なお、下記 URL にある国土交通省の『建設業者・宅建業者等企業情報検索システム』で、建設業許可情報（許可番号、商号又は名称、代表者氏名、所在地、許可有効期限、許可を受けた建設業の種類等）を常時、確認・出力することが可能ですのでご利用ください。

<https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/kensetuKensaku.do?outPutKbn=1>

Q 1 2 過去に許可を取っていたことの証明を出してもらえますか。

A 1 2 許可証明書は「現在有効な許可」についての証明しか発行することはできません。

Q 1 3 商号や代表者が変わったら、新しい許可通知書を出してもらえますか。

A 1 3 新たな許可通知書の発行は行いません。変更内容を証明したい場合は許可通知書と三重県が受付済の変更届で証明してください。

Q 1 4 建設業の営業所とは何ですか？

A 1 4 建設業の営業所とは、本店又は支店若しくは常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所をいいます。

請負契約の見積、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所のことです。また、他の営業所に対し請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に関する営業に実質的に関与するものである場合にも、この営業所に当たります。単なる連絡事務所や建設工事以外の事業（兼業事業）を行う営業所は、これには該当しません。

なお、主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所をいい、通常は本社、本店等です。

※許可を受けた業種については、軽微な建設工事のみを請け負う場合であっても、届出をしている営業所以外においては、当該業種について営業することはできません。

Q 1 5 常時建設工事の請負契約を締結する事務所とはどのようなものですか？

A 1 5 契約締結手続きを行う事務所はもちろんのこと、請負契約の見積り、入札、狭義の契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所をいいます。契約書の名義人が当該事務所を代表する者であるか否かは問いません。

Q 1 6 令3条の使用人とはどんな人ですか？

A 1 6 法人等の代表権者から、建設工事の見積りや契約締結、入札参加等の委任を受けている、支店や営業所の代表者（支店長や営業所長等）を指します。

また、個人事業主にあつては、商法第 20 条により商業登記された支配人がこれにあたります。

なお、この使用人は、会社の役員等と同様、建設業法第 8 条に規定する欠格要件に該当する者はなれません。

**Q 1 7 「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者（常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者）」と「営業所技術者等」は兼ねることが出来ますか？**

A 1 7 「経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有する者（常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者）」と「営業所技術者等」の双方の基準を満たしている者は、同一営業所内において兼任することが出来ます。

**Q 1 8 現在、とび・土工工事業の許可を受けており、その更新申請をする際に、とび・土工工事業に関する 10 年の経營業務の管理責任者の経験をもって土木工事業と建築工事業を業種追加する場合に、常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書（様式第 7 号）における「建設業法施行規則第 7 条第 1 号イ」の該当区分はどのような記載になりますか？**

A 1 8 令和 2 年 10 月の建設業法改正により、業種ごとの区別がなくなったため、建設業に関し、自らが 5 年以上の経營業務の管理責任者としての経験がある場合には建設業法施行規則第 7 条第 1 号イ（1）該当と整理されます。

**Q 1 9 役員等の一覧表（別紙一）様式に記載する役員に監査役は含まれますか？**

A 1 9 監査役は役員等の一覧表（別紙一）様式に記載する役員等には含まれません。同様に、会計参与、監事及び事務局長も役員等には含まれません。

**Q 2 0 新規で許可申請を行う場合に、工事経歴書（様式第二号）の配置技術者欄「主任技術者又は監理技術者の別」はどのように記載すればよいのでしょうか？**

A 2 0 新規許可申請時における工事経歴書の配置技術者欄については、「レ」の記載の必要はありません。

**Q 2 1 一人の専任技術者で複数の業種を担当することは可能ですか？**

A 2 1 その専任技術者が必要な資格を有していれば、複数業種の専任技術者になることができます。

**Q 2 2 営業所技術者等は 10 年間の実務経験でもよいのですか？**

A 2 2 一般建設業許可における営業所技術者等については、「電気工事」と「消防施設工事」の業種を除き、10 年間の実務経験により認められます。  
なお、電気工事は電気工事士免状、消防施設工事は消防設備士免状の交付を受けた者でなければ一定の工事に直接従事できないことになっていることから、10 年間の実務経験では認められないものです。  
また特定建設業許可における営業所技術者等については、指定建設業（土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業）を除き、その業種に関する 10 年間の実務経験に加え、4500 万円以上等の元請で 2 年以上の指導監督的実務経験がある場合に認められます。

Q 2 3 特定建設業の許可の営業所技術者等に必要「指導監督的実務経験」とは何ですか？

A 2 3 「指導監督的な実務経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような資格で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

同じく指導監督的な地位にあっても、発注者の現場監督員としての経験等は含まれません。

Q 2 4 資格がなければ従事できない工事に無資格で従事していた経験は、実務経験として認められますか？

A 2 4 認められません。実務経験証明書には、資格が無くても従事できる工事については、記載できますが、資格が無ければ従事できない工事については、資格を得た後に従事した工事しか記載することはできません。

Q 2 5 解体工事業において、必要となる業種の建設業許可または解体工事業登録を受けていない事業者で従事した工事の経験は、実務経験として認められますか？

A 2 5 認められません。必要となる業種の建設業許可や解体工事業登録を持つ事業者で従事した解体工事のみ実務経験として認定します。

Q 2 6 過去 10 年間、大工工事をしながら屋根工事にも携わっていた場合、10 年間の実務経験で大工工事と屋根工事 2 業種の営業所技術者等となれますか？

A 2 6 認められません。

建設業法第 7 条第 2 号ロの場合、1 業種 10 年の実務経験を要します。

2 業種であれば 20 年間の経験が必要です。

ただし、建築一式→大工、土木一式→とび・土工等実務経験の振替が一部認められています。

(建設業法第 7 条第 2 号(ロ)の実務経験要件の緩和)

「営業所の営業所技術者等になろうとする業種での実務経験」と「その他の業種での実務経験」を合わせて 12 年以上(営業所技術者等になる業種については 8 年以上必要)有していれば、下記(A) (B)においてのみ実務経験の振替が認められ、営業所技術者等になる資格を有しているものとして取り扱います。

(A)一式工事から専門工事への実務経験の振替が認められるもの

- ・「土木一式」⇒「とび・土工」「しゅんせつ」「水道施設」「解体」
- ・「建築一式」⇒「大工」「屋根」「内装仕上」「ガラス」「防水」「熱絶縁」「解体」

(B)専門工事間での実務経験の振替が認められるもの

- ・「大工」⇔「内装仕上」
- ・「とび・土工」⇔「解体」

Q 2 7 使用人数(様式第 4 号)で受けている許可業種と直接関係のない有資格者がいる場合にその記載はどうすればいいのでしょうか？

【許可業種：とび・土工工事業 資格区分：建築工事業】

A 2 7 建設業許可の専任技術者となり得る資格者については、技術関係使用人欄(建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ若しくはハに該当する者)に計上してください。

**Q 2 8 特定建設業を受けるための財産要件はどのようなものですか？**

A 2 8 特定建設業の許可を受ける場合には、次のすべてに該当しなければいけません。

イ 欠損額が資本金の 20%を超えていないこと。

ロ 流動比率が 75%以上であること。

ハ 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること。

※詳しくは建設業許可申請の手引（P 3 9）をご覧ください。

**Q 2 9 特定建設業の許可を申請するに当たり、直前決算で自己資本の額が 4,000 万円未満のときは、増資により基準を満たすことはできますか？**

A 2 9 自己資本の額については、直前の決算期における財務諸表又は開始貸借対照表で判断することとされており、決算後の増資の額をこれに加算することはできません。

直前の決算期における財務諸表上、資本金の額以外の要件を満たしていて資本金の額が 2,000 万円未満の場合は、申請日までに増資を行えば財産的要件を満たすと判断されます。

**Q 3 0 建設業許可を受けている間に特定建設業の財産要件を満たさなくなった場合はどうなりますか？**

A 3 0 特定建設業の財産要件については、許可申請時と更新時に確認させて頂くもので、建設業許可を受けている期間中に財産要件を満たさない年度があったとしても直ちに許可の取り消しや一般建設業許可に変更して頂くものではありません。

但し、更新時に財産要件を満たさない場合は、廃業届の提出と同時に一般建設業許可の申請（般特新規又は業種追加\*）をして頂くこととなります。

\*特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について、一般建設業の許可を申請する場合は新規となります。

**Q 3 1 個人事業から法人成りしたのですが、どのような手続が必要となりますか？**

A 3 1 建設業許可を受けて営業している個人事業の法人成りにおいては、建設業許可申請の手引に記載された法人成りの要件により、次の①から③のいずれかを選択のうえ、申請して頂くこととなります。詳しくは所在地を管轄する建設事務所総務課までお問い合わせください。

①「個人事業主と法人の間で譲渡契約書を交わしたうえで認可申請の手続き」

→この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれます、許可期間に空白は生じません。』

②「個人事業主と法人の間で事業承継にかかる同意書を交わしたうえで、法人としての新規の許可申請の手続き」

→この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません、許可期間は同意書により空白が生じないよう配慮されます。』

③「譲渡契約書や事業承継にかかる同意書は交わさず通常の新規の許可申請の手続き」

→この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません、法人の許可がおとりまで許可期間に空白が生じます。』

（注意）許可期間に空白が生じている時の請負は、軽微な建設工事の請負に限られます。

**Q 3 2** 個人事業主の老齢に伴い、その子が建設業を引き継ぐ形で事業を承継したいのですが、どのような手続が必要となりますか？

A 3 2 建設業許可を受けて営業している事業主の事業を子が承継する場合には、建設業許可申請の手引きに記載された老齢等の理由による承継により、次の①から③のいずれかを選択のうえ、申請して頂くこととなります。詳しくは所在地を管轄する建設事務所総務課までお問い合わせください。

①「旧事業主（親）と新事業主（子）の間で譲渡契約書を交わしたうえで認可申請の手続き」

→この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれます、許可期間に空白は生じません。』

②「旧事業主（親）と新事業主（子）の間で事業承継にかかる同意書を交わしたうえで、法人としての新規の許可申請の手続き」

→この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません、許可期間は同意書により空白が生じないよう配慮されます。』

③「譲渡契約書や事業承継にかかる同意書は交わさず通常の新規の許可申請の手続き」

→この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません』

（注意）許可期間に空白が生じている時の請負は、軽微な建設工事の請負に限られます。

**Q 3 3** 法人設立直後で決算を迎えておらず、工事実績がありません。「工事経歴書」や「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、財務諸表はどのように記載すればよいのでしょうか？

A 3 3 工事経歴書は、（建設工事の種類）欄を記入し、余白に「該当工事なし」と記載してください。「直前3年の各事業年度における工事施工金額」には、建設工事の種類を記入し、余白に「決算未到来」と記入してください。

財務諸表については、「貸借対照表」は、（会社名）欄を記入し、開始貸借（様式第15号左上の日付は法人設立日となります）を記入します。「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「注記表」については、（会社名）欄及び「決算未到来」を記入してください。

**Q 3 4** 法人の登記している所在地や個人事業主の住所と主たる営業所の所在地が異なる場合は、所在地は何を記入したらよいのでしょうか？

A 3 4 法人で主たる営業所と登記上の本店が異なる場合は、許可申請書の申請者欄に記載する所在地は主たる営業所の所在地としてください。個人事業主で主たる営業所の所在地と住所が異なる場合も、許可申請書の申請者欄に記載する所在地は、主たる営業所の所在地を記載します。

**Q 3 5** 技術検定試験に合格しましたが、合格証明書を受領した後でないとその資格の専任技術者として許可申請はできませんか？

A 3 5 原則は、合格証明書により確認しますが、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発行する合格通知書により確認します。（合格証明書を受領した後は合格通知書による確認はできません。）

ただし、合格通知書は合格証明書に代わるものではないため、最終的には合格証明書を提出してください。

なお、この取り扱いは、建設業法「技術検定」の資格のみ認めています。

**Q 3 6 有効期限が切れている監理技術者資格者証や登録基幹技能者講習修了証でも資格や実務経験について認められますか？**

A 3 6 監理技術者資格者証や登録基幹技能者講習修了証の有効期限が切れている場合でも資格や実務経験は認められます。  
また、住所や所属建設業者名が古い内容であっても、資格や実務経験は認められます。

**Q 3 7 健康保険等の加入状況（様式第7号の3）について、保険の加入義務があるのかわからない場合はどうすればよいのでしょうか？**

A 3 7 加入義務については、健康保険（協会けんぽ）と厚生年金については年金事務所へ、雇用保険についてはハローワーク（公共職業安定所）へお問合せください。  
※所在地を管轄する年金事務所又はハローワークについては建設業許可申請の手引（P 2 4）をご参照ください。

**Q 3 8 建設業に係る国民健康保険組合とは何でしょうか？**

A 3 8 建設業に係る国民健康保険組合とは、建設業に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者のことです。

個人で常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会管掌健康保険に事業所として加入することが健康保険法上求められていますが、年金事務所による健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業に係る国民健康保険組合に加入していれば、適法に加入していることとなります。この場合、様式第7号の3の「保険加入の有無」欄については、適用除外「2」と記載してください。

なお、法人の場合にあつては、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合であっても、厚生年金保険は強制適用となります。

当該国民健康保険組合としては、次のような団体が挙げられます。

- （具体例）
- ・全国建設工事業国民健康保険組合
  - ・建設連合国民健康保険組合
  - ・中央建設国民健康保険組合
  - ・全国土木建築国民健康保険組合

**Q 3 9 健康保険等の加入状況について、加入義務のある従業員が全て保険等に加入していなければ、未加入となるのですか？また、未加入の場合は許可がされないのですか？**

A 3 9 加入しているかどうかの確認は、従業員ごとではなく、事業所ごとに確認をしますもので、一部加入していない従業員がいても、事業所として加入していれば、加入有の「1」を記載してください。

※令和2年10月1日に改正建設業法が一部施行され、『適正な社会保険に加入していること』が許可要件になりましたので、令和2年10月1日以降受付分の申請から、全ての申請について適正な社会保険に加入していない場合は許可をすることができませんのでご注意ください。

**Q 4 0 新設された解体工事業の許可で施工できるのはどのような工事ですか？**

A 4 0 解体工事業の許可で施工できるのは、大まかに言えば従来とび・土工工事業の許可で施工されていた解体工事です。これには、家屋等を解体する工事が含まれます。

従来からそれぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事業の許可で、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木工事業や建築工事業の許可で施工することが可能でしたが、これらの取扱いに変更はありません。

たとえば巨大なビルを解体する工事は建築工事業許可で、信号機を解体する工事は電気工事業許可で行う、といったことは従前どおり可能です。

なお、とび・土工工事業許可で施工される足場や型枠等のみの解体は、「専門工事において建設される目的物」の解体と考えられるので、解体工事業許可の新設後もとび・土工工事業許可で施工することとなります(解体工事業許可では原則として施工できません)。

**Q 4 1 健康保険被保険者証に代わる常勤性（申請（変更届出）時点）の確認書類は何か。**

A 4 1 ①～⑦のいずれかの資料（申請時直近のもの）です。

①健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

※75歳以上の場合は厚生年金保険 70歳以上被用者該当および標準報酬月額相当額のお知らせの写し

※建設国保等加入者については、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し

②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し

③住民税特別徴収税額通知書の写し

④所得証明書（市区町村発行のもの）及び対応する源泉徴収票の写し

⑤所得税の確定申告書（第一表）の写し

⑥厚生年金被保険者記録照会回答票の写し

⑦法人税確定申告書（別表一）及び役員給与等の内訳書の写し

## 〔許可の更新・業種追加等について〕

Q 4 2 建設業許可の更新申請はいつからできますか？

A 4 2 三重県知事許可の場合は3か月前からの申請受付となります。引き続き建設業の許可を受けようとする方は、建設業法施行規則第5条に定められたとおり、当該許可の有効期間満了の日の**30日前**までに許可の更新の申請をしなければなりませんので、ご注意ください。

Q 4 3 建設業許可の更新にあたり、法務局発行の登記されていないことの証明書や市区町村発行の身分証明書は、役員全員分が必要となりますか？

A 4 3 許可の更新に際しての、登記されていないことの証明書や身分証明書については役員等の一覧表（別紙一）に記載された役員全員分が必要となります。（但し、株主、顧問、相談役は除きます。）  
また、外国籍の者の場合は、市区町村発行の身分証明書についてはこれに代わるものがないため、添付は不要です。（法務局発行の登記されていないことの証明書の添付は必要です。）

Q 4 4 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか？

A 4 4 許可の有効期限を経過したときは、更新申請はできません。  
この場合、建設業の許可を受けようとするときは新規の許可申請になりますので、ご注意ください。

Q 4 5 業種追加の申請をしたいのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？

A 4 5 一般建設業許可の業種追加の場合であれば許可を受けて継続して5年以上の営業の実績があれば省略できます。新規許可を受けてから5年に満たない場合は、改めて財産的基礎又は金銭的信用の確認が必要となります。  
特定建設業許可の業種追加の場合は財産的要件を満たす必要があるため、A 2 8 で記載の（イ）～（ハ）の全てを満たしていなければなりません。

Q 4 6 一般建設業の新規許可を受けて最初の更新を申請するのですが、財産的基礎等の証明書類（残高証明など）は省略できますか？

A 4 6 一般建設業許可の業種追加の場合であれば許可を受けて継続して5年以上の営業の実績があれば省略できます。新規許可を受けてから5年に満たない場合は、改めて財産的基礎又は金銭的信用の確認が必要となります。  
特定建設業許可の業種追加の場合は財産的要件を満たす必要があるため、A 2 8 で記載の（イ）～（ハ）の全てを満たしていなければなりません。

**Q 4 7** 更新に合わせて業種追加も1つの申請書にまとめて申請したいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A 4 7 許可申請書編纂順及び添付書類一覧表において、申請区分8（業種追加+更新）で必要とされる書類を作成、提出するようにしてください。

申請については、更新の許可の有効期限の**30日前**までに提出してください。

許可の有効期間の残りが30日より少なくなってから申請を行った場合、更新と業種追加を一つの申請として取り扱うことができなくなり、許可年月日を同一にすることができなくなってしまうのでご注意ください。

**Q 4 8** 業種追加をした後、業種によって許可日が異なってしまいましたが、有効期限（許可日）を一本化することはできますか。

A 4 8 許可申請書類の「許可の有効期間の調整」で「1」（調整する）にして申請することで、許可年月日の異なる複数の許可を一度に更新（一本化）することができます。

なお、保有する一部の許可のみ有効期間の調整をすることはできません。

一本化せずに業種ごとに異なる有効期間（許可日）とすることも可能ですが、一本化すると、許可年月日が1つにまとまり、更新手続きの回数を減らすことができますので、なるべく有効期間の調整を行うようにしてください。

## 〔変更の届出について〕

※詳しくは建設業許可申請の手引（P110～114）をご覧ください。

**Q 4 9** 商号、所在地、資本金を変更したときには、どのような届出が必要となりますか？

A 4 9 商号、所在地、資本金を変更したときは、変更届出書（様式第22号の2）の提出が必要となります。

法人の場合は、それらの登記を完了させたくて変更の届出を行ってください。

**Q 5 0** 新たに役員に就任した者がいますが、何を提出すればよいのでしょうか？

A 5 0 次の法定書類を作成、用意のうえ、ご提出ください。提出部数は、閲覧書類（①～③）は正本1部副本2部、非閲覧書類（④～⑥）は正本1部副本1部です。

①変更届出書（様式第22号の2）

②役員等の一覧表（別紙一）

③誓約書（様式第6号）

④法務局発行の登記されていないことの証明書、市区町村発行の身分証明書

⑤許可申請者（新たに役員に就任した者）の住所・生年月日等に関する調書（様式第12号）

⑥履歴事項全部証明書

なお、各種証明書については、正本に原本を添付し、副本には写しを添付します。

**Q 5 1 役員や営業所技術者等の住所が変更になりましたが、変更届出書は必要ですか？**

A 5 1 特に必要はありません。ただし、遠方への住所変更となった場合は許可行政庁である建設事務所に申し出てください。その申し出を受け、常勤性の確認が必要と判断した場合には、追加資料を求めさせて頂くことで対応します。

**Q 5 2 廃業届はどのような場合に提出しなければならないものですか？**

A 5 2 廃業届（様式第 22 号の 4）は、

- ①許可に係る建設業者が死亡し、その相続人が認可の申請をしなかった場合（届出者：相続人）
  - ②法人が合併により消滅し、消滅までに存続する法人が認可されなかった場合（届出者：役員であった者（通常代表権を有していた者））
  - ③法人が破産開始手続の決定により解散した場合（届出者：破産管財人）
  - ④合併・破産以外の事由により解散した場合（届出者：清算人）
  - ⑤許可を受けた建設業を廃止する場合（届出者：許可を受けている法人又は個人）
- に提出しなければならないものです。

**Q 5 3 許可を受けている業種のうち営業所技術者等を欠いたことにより一部の業種を廃業したときは、どのような届出が必要となりますか？**

A 5 3 許可を受けている業種のうちの専任技術者を欠いたことにより一部を廃業された場合は、「一部廃業」の届出が必要となります（様式第 22 号の 4）。また、届出の際には、その業種を担当されていた営業所技術者等を削除する届出書（様式第 22 号の 3）が必要です。

**Q 5 4 「Q 1 4 の建設業の営業所」を新設したときは、どのような手続が必要ですか？**

A 5 4 「Q 1 4 の建設業の営業所」を新設された場合は、その営業所の令第 3 条の使用人を定めるとともに、営業所技術者等を置いて頂く必要があります。三重県知事許可業者の方が三重県内に営業所を新設する場合は、変更届出書等を提出してください。他県に営業所を申請する場合は、大臣許可となり、許可換え新規の扱いとなります。

**Q 5 5 現在、1 つの資格で複数の業種の営業所技術者等となっていますが、担当する業種を減らす届出をする場合、資格の写しの添付は必要ですか？**

A 5 5 現在、資格で営業所技術者等になっている方については、その資格については写しの添付は不要です。なお、営業所技術者等をやめた方が、再度営業所技術者等になる場合は、前回と同じ資格であっても、資格者証の写しの添付が必要です。

## 〔事業年度終了届について〕

Q 5 6 事業年度終了に伴う決算変更届出書とはどのようなものですか？

A 5 6 許可を受けた後、決算期ごとに財務内容や工事経歴に変更が生じますので、その内容を「事業年度終了に伴う決算変更届出書（以下、決算変更届出書といいます。）」として毎事業年度（決算期）経過後4ヶ月以内に提出しなければならないものです。決算変更届出書の提出にあたっては、次のことに注意してください。

○複数年分をまとめて提出することのないように、提出期限を守ってください。

期限内に提出されない場合には、個別に指導を行い、なお改善されなければ、建設業法第28条に基づき監督処分を行うことがあります。

○決算変更届出書には納税証明書（原本、納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書）を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書（知事許可の場合は県税事務所発行の事業税の納税証明書です）を添付してください。

（法人の場合）

・事業税の直前一年の各年度における納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）を添付してください。

（個人の場合）

・届出いただく時点で、発行可能な直近の課税年度の個人事業税の納税証明書（納付すべき額及び納付済額の記載のあるもの）を添付してください。

○事業報告書は、株式会社の場合のみ、添付する必要があります。

○附属明細書（様式第17号の3）は、資本金の額が1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社は作成し、添付してください。

Q 5 7 株式会社（特例有限会社をのぞく）が事業年度終了届に添付する事業報告書の様式はどのようなものでしょうか？

A 5 7 事業年度終了届に添付する「事業報告書」は、会社法に定められた株式会社が「計算書等」として作成を義務づけられているものです。また、取締役が定時株主総会において提出してその内容を報告しなければならないとされている書類です。

Q 5 8 社会保険・雇用保険の加入状況は、変更があれば毎事業年度終了後4か月以内に提出することですが、加入状況に変更がなくても従業員数に変更があれば提出しなければならないですか？

A 5 8 様式第7号の3「健康保険等の加入状況」は、「適用除外→加入」等、健康保険等の加入状況に変更があった場合から2週間以内に提出していただくことになります。なお、従業員数のみが変わった場合には、毎事業年度終了後4か月以内に提出していただくことになります。

## 〔その他〕

Q 5 9 許可業者になると、財務諸表など申請書が公表されるのでしょうか。

A 5 9 許可を受けた場合、建設業法第 1 3 条及び建設業法施行令第 5 条の規定により、許可申請書等は公共の閲覧に供され、財務諸表等も公開されます。

Q 6 0 建設業の許可申請書はどこで閲覧できますか？

A 6 0 建設業の許可申請書については、三重県県庁 6 階の県土整備部建設業課の閲覧室にて閲覧を行っています。閲覧窓口に備え付けの閲覧簿（個票又は一覧、押印不要）に必要事項を記載のうえ、職員まで申し出てください。無料で閲覧して頂くことができます。

※初回の方は、閲覧簿（個票）に記入して頂きます。

○閲覧日：火曜日から金曜日（祝日等の閉庁日は閲覧できません。）

\*月曜日が祝日等の場合は、翌日の火曜日は閲覧室を閉鎖します。

\*書庫整理のため、臨時で閲覧室を閉鎖することがあります。

○閲覧書類：三重県知事許可の建設業者が提出した許可申請書や、変更届出書（紙媒体提出分）

\*建設業許可・経営事項審査電子申請システムで提出された建設業許可申請書類等の閲覧については、Q 6 1 を参照してください。

○閲覧時間：（午前） 9：00 から 12：00 まで

（午後） 13：00 から 16：30 まで

\*12：00 から 13：00 までの間は閲覧室を閉鎖します。

\*閲覧は原則、1 回 1 時間以内とします。

○その他：大臣許可業者の書類は、県の閲覧室では閲覧できませんので、中部地方整備局（名古屋市）にて閲覧ください。

Q 6 1 電子閲覧が可能になったとのことですが、どのように閲覧できますか。

A 6 1 令和 5（2023）年 4 月 14 日より、建設業許可申請書類について、電子閲覧ができるようになりました。

電子閲覧できるのは、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）により提出された建設業許可申請書類のうち、建設業法第十三条に規定される閲覧書類です。

○電子閲覧の方法：建設業許可申請書類を電子閲覧する場合は、以下のリンクからお進みください。

<https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/>

○操作方法：システムの使用法については、以下のマニュアルをご覧ください。

<https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001124683.pdf>

※システムの操作に関するお問い合わせは、三重県でお答えすることはできません。マニュアルに記載のヘルプデスクへ直接お問い合わせください。

Q 6 2 建設業者に行政処分がないか知りたいのですが。

A 6 2 建設業法に基づく行政処分については、国土交通省 Web ページの「ネガティブ情報等検索サイト」のページでご覧いただけます。

※ネガティブ情報等検索サイト

<https://www.mlit.go.jp/nega-inf/>